

消費生活センターニュース

令和4年度
第2号



最近見受けられる相談あれこれ

事例 1

「消火器を見せて欲しい」と突然来訪をされ、消火器を見せたところ「期限が切れている。新しい消火器を購入したほうが良い」と言わされた。消火器を設置しなければならないと思い承諾した。購入額は2万5千円で、少し高いとは思ったが代金を支払い、古い消火器は処分すると言われたので引き渡した。

事業者から帰りがけに、「この消火器は3年期限なので、期限切れになる前にまた訪問する」「また期限内であっても正常に使えるかどうかの点検に伺う」と言わされた。今までの消火器は10年間の使用期限だったのにそんなに短いのか。この事業者に度々訪問されるのかと不安になった。



消費者庁イラスト集より

消費生活センターからの助言

- 一般的な住宅に消火器の設置義務や点検義務、交換頻度の決まりはありません。設置や交換の判断は、自分でよく考えて行いましょう。
- 消火器には使用期限が表示されています。「交換」などと言われた場合は、まず表示を確認してみましょう。
- クリーリング・オフができる場合があります。契約書面を受け取ってから8日間は、事業者へ書面で申し入れることで無条件で契約解除できます。引き渡された商品を返却し、支払った代金の返金、渡した商品の返還を求めることができます。
- 消火器は消防設備業者や一般的な量販店等でも購入は可能です。「家庭用」を用途によって選んで購入することができます。
- 消火器のことで心配なことがあればお近くの消防署へもご確認ください。

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住 所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！

事例 2

実家に行くと、母親宛てに注文していない健康食品が届いていた。開封すると「定期購入」と書かれた紙と、払い込み用紙が同封されていた。開封してしまったので支払わなければならないか。



消費者庁イラスト集より

消費生活センターからの助言

- ・注文した覚えがない、一方的に送り付けられた商品はお金を払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- ・特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品は、保管義務が無くなりました。
- ・贈答品や家族が注文している可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また注文したこと忘れていなかと思いつき返してみましょう。

事例 3

20年以上前から配置薬を使用し、3ヶ月ごとに訪問を受けていた。

先日、今までとは別の担当者が来た。常備薬の補充の後、高額な健康食品の勧誘を受け、断っても「3回払いにすればいい」としつこく言われた。結局、配置薬の補充代金とは別に分割分の代金も支払ってしまった。



消費者庁イラスト集より

消費生活センターからの助言

- ・配置薬を補充する定期訪問の際に、高額な健康食品の勧誘を受けても、不要ならばきっぱりと断りましょう。できれば1人では対応せずに、家族など信頼できる人に同席してもらいましょう。
- ・家族など周りの人は、高齢者の家に頻繁に訪問してくる人がいないか、家の中に多量の未開封の品物や不明な契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。

他にも様々な問題商法があります。日ごろから注意しましょう！

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住 所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなみみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！